

令和5年11月17日

太子町議会議長 松浦 崇志 様

福祉文教常任委員会
委員長 森田 哲夫

所管事務調査報告書

本委員会の調査事件について、下記のとおり報告します。

記

1 調査事件名

(1) 課題調査

「手話言語条例の制定について」

・太子町意思疎通支援事業についての質問事項

- ① 意思疎通支援事業の利用者数。(聴覚障害者等)
- ② 意思疎通支援登録者数。(手話通訳者ならび要約筆記者)
- ③ 手話通訳者ならび要約筆記者への報酬、手当、交通費の金額(年間に経費として、どれくらい必要なのか)
- ④ 事業を実施していて気付いたことや課題、問題点はないか。

(2) その他

2 調査年月日

令和5年11月14日(火) 午前10時 ～ 午前11時48分

3 調査等の経過及び意見

(1) 課題調査

【主な質疑内容】(生活福祉部社会福祉課)

- ①意思疎通支援事業の周知方法はどのようにしているかとの質疑に、町の行事の時は不特定多数の方が参加されるため、町の組織宛に派遣依頼するように案内している。また、ホームページにも掲載し、周知しているとの答弁があった。
- ②手話言語条例案について、当局として今のままであっても特に問題はないかとの質疑に、今のままでも良い条例案であるとの答弁があった。

手話言語条例の制定に向けて今後の進め方について協議した。町当局・兵庫県立姫路聴覚特別支援学校教員・ろう者等の関係者との意見交換結果を踏まえた上で、手話言語条例案を再度修正し、次回の委員会で協議することとした。また、3月議会での上程を目標として進めていくことも併せて確認した。

(2) その他

- ・来年2月の福祉文教常任委員会の日程は本来なら第2水曜日の2月14日であるが、日程の都合上、第1水曜日の2月7日に変更して開催することを確認した。
- ・次回の委員会は12月5日(火)午前10時より開催し、付託案件審査を行い、課題調査についても状況に応じ協議することとした。また、当局への課題調査・所管事務調査についての質問事項があれば、11月20日(月)正午までに事務局に提出することを確認した。